

おねがい

インフルエンザと診断を受けたときは学校に連絡をお願いします。
登校する際は、保護者が点線下の【インフルエンザにおける療養報告書】を記入し、学校へ提出してください。記入にあたり、受診した医療機関で**発症日**の確認をお願いいたします。
なお、この療養報告書は、必要に応じて学校のホームページからダウンロードするか、直接、学校に取りに来てください。

保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立広瀬小学校

校長 神立 誠

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

記入例

・ キ リ ト リ ・

全ての項目を
保護者が記入します

学校長様

インフルエンザにおける療養報告書

3年 1組 氏名 伊勢崎 はなこ

1 診断を受けた医療機関：〇〇小児科医院

2 診断日：令和 〇 年 12 月 7 日（診断型：A型 B型 不明）※いずれかに〇をつけてください。

3 登校再開日：令和 〇 年 12 月 14 日

下記の基準1・2の両方を満たし、お子さんの登校再開が可能と判断した日を記入

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準

1 発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。

⇒ 発症日：12月7日 医師と確認した発症日を記入

2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。

⇒ 解熱した日：12月9日 検温を定期的に行い「解熱した日」を確認して記入

上記のとおり相違ありません。

学校に登校する日を記入

印を忘れずに

令和 〇 年 12 月 14 日

保護者氏名 伊勢崎 花男 印